「5 救命いかだ」を「6 救命いかだ」に、「5.1 承認された進水装置を必要とする救命いかだ」を「6.1 承認された進水装置を必要とする救命いかだ」に、「5.1.1」を「6.1.1」に、「5.1.2」を「6.1.2」に、「5.2 承認された進水装置を必要としない救命いかだ」を「6.2 承認された進水装置を必要としない救命いかだ」に、「5.2.1」を「6.2.1」に、「5.2.2」を「6.2.2」に、「5.3」を「6.3」に、「6 救命浮環の数」を「7 救命浮環の数」に、「7 救命胴衣の数」を「8 救命胴衣の数」に、「8 イマーション・スーツ」を「9 イマーション・スーツ」に、「8.1 総数」を「9.1 総数」に、「8.2 救命胴衣の要件を満たすイマーション・スーツの数」を「9.2 救命胴衣の要件を満たすイマーション・スーツの数」に、「9 耐暴露服の数」を「10 耐暴露服の数」に、「10 救命設備において使用する無線設備」を「11 救命設備において使用する無線設備」に、「10.1 捜索及び救助のための位置標示に係る設備の数」を「11.1 捜索及び救助のための位置標示に係る設備の数」に、「10.1.1」を「11.1.1」に、「10.1.2」を「11.1.2」に、「10.2」を「11.2」に改める。

（船舶等型式承認規則の一部改正）

第四条　船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

持運び式ガス検知装置		124,300	1個につき	2,100

を

持運び式ガス検知器	複合型のもの	194,900	1個につき	3,200
	その他のもの	148,400	1個につき	2,300

に

改める。

別表第一の二中

持運び式ガス検知装置		124,100	1個につき	2,050

を

持運び式ガス検知器	複合型のもの	194,700	1個につき	3,200
	その他のもの	148,200	1個につき	2,300

に

改める。

別表第二中

持運び式ガス検知装置			1個につき	1,850

を

持運び式ガス検知器	複合型のもの		1個につき	3,000
	その他のもの		1個につき	2,150

に

改める。

別表第二の二中

持運び式ガス検知装置			1個につき	1,850

を

持運び式ガス検知器	複合型のもの		1個につき	2,950
	その他のもの		1個につき	2,150

に

改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年七月一日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（船舶設備規程の一部改正に伴う経過措置）

2　施行日前に建造契約が結ばれ、又は建造に着手された船舶の持運び式ガス検知器については、第一条の規定による改正後の船舶設備規程第百十五条の三十二第二項の規定にかかわらず、これを引き続き当該船舶に備える場合に限り、管海官庁の指示するところによることができる。

（海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

3　第三条の規定による改正前の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の規定により交付を受けている貨物船安全設備証書及び貨物船安全証書は、同条の規定による改正後の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の規定により交付された貨物船安全設備証書及び貨物船安全証書とみなす。